

申告日時・場所

混雑緩和・感染症対策にご協力を

申告期間は、受付開始直後が大変混雑します。混雑緩和のため、できるだけ地区指定日にお越しください。また、長時間お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

感染症対策のため、必要に応じてマスクの着用やアルコール消毒などの対策をお願いします。また、体調がすぐれない場合や発熱などの症状がある場合は、入場を控えてください。

月	日	受付地区		場所
		午前 午前9時～11時	午後 午後1時～4時	
2月	17日(月)	花立・南花立・向陽台		光の森町民センター キャロップピア
	18日(火)	八久保・南八久保・にじの森		
	19日(水)	武蔵ヶ丘1町内～3町内		
	20日(木)	武蔵ヶ丘4町内～8町内		
	21日(金)	光の森1町内～7町内		
	25日(火)	三里木・三里木北		
	26日(水)	新山・北新山		
	27日(木)	沖野・新成・杉並台		
3月	28日(金)	青葉台・東ヶ丘・境の松		菊陽町役場 防災センター1階
	3日(月)	戸次・馬場楠・上中代・出分		
	4日(火)	中代・川久保・津留・大堀木		
	5日(水)	曲手・辛川・井口・道明		
	6日(木)	上津久礼・あさひヶ丘・津久礼ヶ丘		
	7日(金)	宮ノ上・ひばりヶ丘・下津久礼		
	10日(月)	緑ヶ丘	緑陽台	
	11日(火)	馬場・柳水・下原		
	12日(水)	鉄砲小路・長塚	南方・新町・新町西	
	13日(木)	古閑原・入道水	中尾・光団地・駅前	

※申告会場は、午前は8時30分、午後は0時30分に開場し、番号札を配布します。

収受日付の押印の見直し

1月から、確定申告書などの控えに収受日付印の押印を行いません。申告書を書面で提出する際は、申告書などの提出用(正本)のみを送付してください。

◆送付先

〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号
熊本国税局業務センター

受付期間
2月17日(月)
3月13日(木)

令和6年分 住民税申告・確定申告

税務課 住民税係 ☎(232)4911
菊池税務署 ☎0968(25)2121(音声案内⑩)



町での申告受付期間は、2月17日(月)～3月13日(木)です。窓口は混雑しますので、時間に余裕を持って申告してください。申告をしないと、所得証明などの発行や国民健康保険税の軽減判定、介護保険料の正しい計算ができませんので、必ず申告してください。

申告に必要なもの

利用者識別番号の事前取得のお願い

申告会場にて受け付けた確定申告は、電子データで税務署へ送信します。電子データで送信するには、利用者識別番号の取得が必要です。未取得の方は事前取得をお願いします。



取得はこちら

◆収入、経費関係

- ・給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
- ・農業、営業、不動産などの収入がある人は収支内訳書

◆控除関係

- ・社会保険料控除証明書
- ・生命保険などの控除証明書(介護保険、地震保険、個人年金など)
- ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション関係の書類

※事前に作成した医療費控除の明細書または医療費控除関係書類は、整理・計算された状態でお持ちください。

◆その他

- ・マイナンバーカード(持っていない場合は、マイナンバーが分かる書類と運転免許証などの身分確認書類)
- ・本人の口座が分かる書類(通帳など)
- ・利用者識別番号が記載された税務署のお知らせがき

申告が必要な人

確定申告(所得税)が必要な人

- ・給与所得者で2カ所以上の事業所から給与がある人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人 など

住民税(町県民税)申告が必要な人

- ・所得税は課税されないが、営業、農業、不動産、報酬などの収入がある人
- ・令和6年中に収入がなかった人
- ・町外に居住する人に扶養されている人

年金所得がある人の申告

次の全てに当てはまる場合、確定申告は不要ですが、医療費や生命保険料の控除を受けるためには申告が必要な場合があります。

- ・公的年金などの収入金額の合計が400万円以下
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

町で受け付けることができない申告

次の申告は税務署で申告してください。

- ・住宅借入金特別控除(1回目)申告
- ・土地、建物、株式の譲渡所得
- ・配当、FX取引、先物取引の所得
- ・仮想通貨の所得
- ・青色申告
- ・雑損控除

◆菊池税務署周辺地図



LINEでの事前発行

自宅からパソコン・スマホで申告

自宅のパソコンやスマートフォンで、所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。事前に、マイナンバーカードの取得または、税務署で本人確認をした後に発行されるIDとパスワードが必要です。

また、国税庁ホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することもできます。

◆申告方法

- ① 国税庁ホームページを開き、作成する申告書と提出方法を選択する。
- ② 画面に従って金額などを入力し、送信する(スマホのカメラで源泉徴収票を撮影すると、自動入力できます)。



国税庁ホームページ

菊池税務署からのお知らせ

※所得税の申告に関するお知らせです(住民税申告はできません)。

令和6年分確定申告相談会場

◆場所 菊池税務署

◆申告期間

2月17日(月)～3月17日(月)(土)(日)を除く午前9時～午後4時

◆会場内でもスマホ申告

菊池税務署の申告会場では、申告する人のスマートフォンで申告書の作成、送信をします。

◆申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です

混雑緩和のため、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」を配布します。入場整理券は当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行もできます。※配布状況に応じて、後日入場をお断りする場合があります。